

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

○東京都宝くじの発売 (十九件) …… (財務局主計部公債課) …… 一

○建築基準法による一団地の区域 …… (都市整備局市街地建築部建築指導課) …… 八

○土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定 …… (環境局環境改善部化学物質対策課) …… 八

○知事指定薬物の指定の失効 …… (福祉保健局健康安全全部業務課) …… 一〇

○貸金業法第二十四条の六の六による告示 …… (産業労働局金融部貸金業対策課) …… 一〇

規程 (水)

○東京都水道局職員表彰規程の一部を改正する規程 …… 二

告示 (消)

○昭和三十六年東京消防庁告示第十三号 (東京消防庁の分室等の名称及び位置) の一部改正 …… 二

公告

○特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請 …… (生活文化局都民生活部地域活動推進課) …… 二

○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出 …… (産業労働局商工部地域産業振興課) …… 三

告示

○争議行為の予告 …… (産業労働局雇用就業部労働環境課) …… 三

○全国自治宝くじの発売 (三件) …… (全国自治宝くじ事務協議会) …… 三

○東京都告示第千四百三十一号
当せん金付証券を次のとおり発売する。
平成二十七年九月二十五日

東京都知事 外 添 要 一

一	名称	第二千二百九十六回東京都宝くじ
二	受託銀行等の名称及び所在地	株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
三	発売の数及び総額	二百万枚 二億円
四	証券金額	一枚百円
五	証券型式	開封式
六	発売期間	平成二十七年十月十四日から同月二十七日まで
七	抽せん期日	平成二十七年十月二十九日
八	当せん金支払開始期日	平成二十七年十一月四日
九	当せん金の額及び当せんの数	
	等級	当せん金
	一等	二千万円 一本
	二等	一千万円 二本
	三等	五百万円 七本
	四等	二百万円 二十本

四等	五万円	二百本
五等	三千元	二千本
六等	千円	二万本
七等	百円	二十万本
計		二十二万二千二百四十九本

十 注意事項

(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。

(二) 証券は、転売できない。

東京都告示第千四百三十二号

当せん金付証券を次のとおり発売する。

平成二十七年九月二十五日

東京都知事 外 添 要 一

一	名称	第二千二百九十七回東京都宝くじ
二	受託銀行等の名称及び所在地	株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
三	発売の数及び総額	百五十万枚 三億円
四	証券金額	一枚二百円
五	証券型式	被封式 (被封された特定部分を削り取るにより、一等から五等まで及びハロウィン賞の当せんが判明する方法)
六	発売期間	平成二十七年十月十四日から同月二十七日まで
七	当せん金支払開始期日	平成二十七年十月十四日
八	当せん金の額及び当せんの数	

等級 当せん金 当せん本数

一等 三十万円 四十八本

二等 五万円 六十本

三等 一万円 二百四十本

四等 五百円 一万九千四百四十九本

五等 二百円 十五万本

ハロウィン賞 五千円 一万五千本

計 十八万四千七百九十七本

九 注意事項

(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
(二) 証票は、転売できない。

●東京都告示第千四百三十三号

当せん金付証票を次のとおり発売する。

平成二十七年九月二十五日

東京都知事 外 添 要 一

一 名称 第二千二百九十八回東京都宝くじ

二 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行

及び所在地 千代田区大手町一丁目五番五号

三 発売の数及び総額 二百五十万枚 五億円

四 証票金額 一枚二百円

五 証票型式 開封式

六 発売期間 平成二十七年十月二十八日から同年十一月十日まで

七 抽せん期日 平成二十七年十一月十二日

八 当せん金支払開始 平成二十七年十一月十七日

期日

九 当せん金の額及び当せんの数 当せん金 当せん本数

等級 当せん金 当せん本数

一等 三千万円 一本

一等の前後賞 千五百万円 二本

一等の組違い賞 十万円 二十四本

二等 百万円 四本

三等 十万円 二十五本

四等 三万円 千本

五等 千円 二万五千本

六等 二百円 二十五万本

実りの秋賞 一万円 五千本

計 二十八万一千五十六本

十 注意事項

(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
(二) 証票は、転売できない。

●東京都告示第千四百三十四号

当せん金付証票を次のとおり発売する。

平成二十七年九月二十五日

東京都知事 外 添 要 一

一 名称 第二千二百九十九回東京都宝くじ

二 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行

及び所在地 千代田区大手町一丁目五番五号

三 発売の数及び総額 二百万枚 四億円

四 証票金額 一枚二百円

五 証票型式 被封式(被封された特定部分を削り取るにより、一等から六等までの当せんが判明する方法)

六 発売期間 平成二十七年十一月一日から同年十一月二十四日まで

七 当せん金支払開始 平成二十七年十一月十一日

期日

八 当せん金の額及び当せんの数 当せん金 当せん本数

等級 当せん金 当せん本数

一等 五十万円 八十本

二等 五万円 六百六十本

三等 一万円 四百本

四等 三千元 二万本

五等 千円 二万七千七百四十本

六等 二百円 二十万本

計 二十四万八千三百八十本

九 注意事項

(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
(二) 証票は、転売できない。

●東京都告示第千四百三十五号

当せん金付証票を次のとおり発売する。

平成二十七年九月二十五日

東京都知事 外 添 要 一

一 名称	第二千三百回東京都宝くじ
二 受託銀行等の名称及び所在地	株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
三 発売の数及び総額	二百五十万枚 二億五千万円
四 証券金額	一枚百円
五 証券型式	開封式
六 発売期間	平成二十七年十一月十一日から同月二十六日まで
七 抽せん期日	平成二十七年十一月三十日
八 当せん金支払開始期日	平成二十七年十二月七日
九 当せん金の額及び当せんの数	当せん金 当せん本数
一等	三千万円 一本
一等の前後賞	二百万円 二本
一等の組違い賞	十万円 二十四本
二等	百万円 二本
三等	十万円 五十本
四等	一万円 二百五十本
五等	五千円 二千五百本
六等	千円 二万五千本
七等	百円 二十五万本
計	二十七万七千八百二十九本
十 注意事項	(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。 (二) 証票は、転売できない。

●東京都告示第千四百三十六号
当せん金付証票を次のとおり発売する。
平成二十七年九月二十五日

一 名称	第二千三百一回東京都宝くじ
二 受託銀行等の名称及び所在地	株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
三 発売の数及び総額	二百五十万枚 五億円
四 証券金額	一枚二百円
五 証券型式	被封式(被封された特定部分を削り取ることににより、一等から五等まで及びクリスマス賞の当せんが判明する方法)
六 発売期間	平成二十七年十二月九日から同月二十五日まで
七 当せん金支払開始期日	平成二十七年十二月九日
八 当せん金の額及び当せんの数	当せん金 当せん本数
一等	百万円 二十五本
二等	十万円 五十本
三等	五万円 百本
四等	千円 一万四千四百本
五等	二百円 二十五万本
クリスマス賞	一万円 一万二千五百本
計	二十七万七千七百七十五本
九 注意事項	(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。 (二) 証票は、転売できない。

●東京都告示第千四百三十七号
当せん金付証票を次のとおり発売する。
平成二十七年九月二十五日

一 名称	第二千三百二回東京都宝くじ
二 受託銀行等の名称及び所在地	株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
三 発売の数及び総額	七百万枚 十四億円
四 証券金額	一枚二百円
五 証券型式	開封式
六 発売期間	平成二十七年十二月二十三日から平成二十八年一月十二日まで
七 抽せん期日	平成二十八年一月十四日
八 当せん金支払開始期日	平成二十八年一月十九日
九 当せん金の額及び当せんの数	当せん金 当せん本数
一等	一億八千万円 一本
一等の前後賞	千万円 二本
一等の組違い賞	十万円 六十九本
二等	五百万円 六本
三等	二百万円 十四本
四等	千円 七万本
五等	二百円 七十万本
一富士賞	百万円 七十本
十 注意事項	(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。 (二) 証票は、転売できない。

二 鷹賞	三万円	七百本
三 茄子賞	一万円	七千本
計	七十七万七千八百六十二本	

備考
 一等の当せん金の額については、当せん金付証券法（昭和二十三年法律第四百四十四号）第五条第二項ただし書に基づき総務大臣の指定を受けている。

十 注意事項

(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
 (二) 証券は、転売できない。

●東京都告示第千四百三十八号

当せん金付証券を次のとおり発売する。
 平成二十七年九月二十五日

- 一 名称 東京都知事 外 添 要 一 第二千三百三十三回東京都宝くじ
- 二 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行 及び所在地 千代田区大手町一丁目五番五号
- 三 発売の数及び総額 二百五十万枚 二億五千万円
- 四 証券金額 一枚百円
- 五 証券型式 開封式
- 六 発売期間 平成二十八年一月十三日から同月二十六日まで
- 七 抽せん期日 平成二十八年一月二十八日
- 八 当せん金支払開始期日 平成二十八年二月二日

九 当せん金の額及び当せんの数	当せん金	当せん本数
等 級	当せん金	当せん本数
一等	三千万円	一本
一等の前後賞	二百万円	二本
一等の組違い賞	十万円	二十四本
二等	百万円	二本
三等	十万円	五十本
四等	一万円	二百五十本
五等	五千円	二千五百本
六等	千円	二万五千本
七等	百円	二十五万本
計	二十七万七千八百二十九本	

十 注意事項
 (一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
 (二) 証券は、転売できない。

●東京都告示第千四百三十九号

当せん金付証券を次のとおり発売する。
 平成二十七年九月二十五日

- 一 名称 東京都知事 外 添 要 一 第二千三百四十四回東京都宝くじ
- 二 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行 及び所在地 千代田区大手町一丁目五番五号
- 三 発売の数及び総額 二百万枚 四億円
- 四 証券金額 一枚二百円

五 証券型式	被封式（被封された特定部分を削り取るにより、一等から六等までの当せんが判明する方法）
六 発売期間	平成二十八年一月十六日から同年二月二日まで
七 当せん金支払開始期日	平成二十八年一月十六日

八 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当せん金	当せん本数
一等	三十万円	百二十八本
二等	五万円	二百五十六本
三等	一万円	六百四十本
四等	三千円	二万本
五等	千円	二万二千四百八本
六等	二百円	二十万本
計	二十四万三千七百七十二本	

九 注意事項

(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
 (二) 証券は、転売できない。

●東京都告示第千四百四十号

当せん金付証券を次のとおり発売する。
 平成二十七年九月二十五日

- 一 名称 東京都知事 外 添 要 一 第二千三百五十五回東京都宝くじ
- 二 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行

及び所在地 千代田区大手町一丁目五番五号

三 発売の数及び総額 三百万枚 六億円

四 証券金額 一枚二百円

五 証券型式 開封式

六 発売期間 平成二十八年一月二十日から同年二月二日まで

七 抽せん期日 平成二十八年二月四日

八 当せん金支払開始 平成二十八年二月九日

九 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当せん金	当せん本数
一等	八千万円	一本
二等	千万円	二本
三等	十万円	二十九本
四等	十万円	二百
五等	千円	三百本
六等	千円	三万本
六等	二百円	三十万本
六等	一万円	六千本

計 三十三万六千三百九十四本

十 注意事項

(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。

(二) 証券は、転売できない。

●東京都告示第千四百四十一号

当せん金付証券を次のとおり発売する。

平成二十七年九月二十五日

東京都知事 舛 添 要 一

一 名称 第二千三百六回東京都宝くじ

二 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行

及び所在地 千代田区大手町一丁目五番五号

三 発売の数及び総額 二百万枚 二億円

四 証券金額 一枚百円

五 証券型式 開封式

六 発売期間 平成二十八年二月三日から同月十日まで

七 抽せん期日 平成二十八年二月十八日

八 当せん金支払開始 平成二十八年二月二十三日

九 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当せん金	当せん本数
一等	二千万円	一本
二等	百万円	二本
三等	十万円	十九本
四等	十万円	五百
五等	千円	四百本
六等	千円	四万本
七等	百円	二十万本

計 二十二万四千四百四十七本

十 注意事項

(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。

●東京都告示第千四百四十二号

当せん金付証券を次のとおり発売する。

平成二十七年九月二十五日

東京都知事 舛 添 要 一

一 名称 第二千三百七回東京都宝くじ

二 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行

及び所在地 千代田区大手町一丁目五番五号

三 発売の数及び総額 百五十万枚 三億円

四 証券金額 一枚二百円

五 証券型式 被封式(被封された特定部分を削り取るにより、一等から五等まで及びまるちゃん賞の当せんが判明する方法)

六 発売期間 平成二十八年二月三日から同月十日まで

七 当せん金支払開始 平成二十八年二月三日

八 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当せん金	当せん本数
一等	七百七十七万円	三本
二等	十万円	七十二本
三等	一万円	二百四本
四等	千円	三万四千七百十本
五等	二百円	十五万本
まるちゃん賞	五千円	七千五百本

計 三万四千七百一十本

十 注意事項

(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。

計 十九万二千四百八十九本

九 注意事項

- (一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (二) 証票は、転売できない。

●東京都告示第千四百四十三号

当せん金付証票を次のとおり発売する。

平成二十七年九月二十五日

東京都知事 舛 添 要 一

一 名称 第二千三百八回東京都宝くじ

二 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行

及び所在地 千代田区大手町一丁目五番五号

三 発売の数及び総額 二百五十万枚 五億円

四 証票金額 一枚二百円

五 証票型式 開封式

六 発売期間 平成二十八年二月十日から同月二十三日まで

七 抽せん期日 平成二十八年二月二十五日

八 当せん金支払開始期日 平成二十八年三月一日

九 当せん金の額及び当せん数の等級

当せん金 当せん本数

一等 五千万円 一本

一等の前後賞 千万円 二本

一等の組違い賞 十万円 二十四本

二等 百万円 三本

三等 十万円 二十五本

四等 三万円 七百五十本

五等 千円 二万五千本

六等 二百円 二十五万本

女神のプレゼント賞 一万円 五千本

計 二十八万八百五本

十 注意事項

- (一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (二) 証票は、転売できない。

●東京都告示第千四百四十四号

当せん金付証票を次のとおり発売する。

平成二十七年九月二十五日

東京都知事 舛 添 要 一

一 名称 第二千三百九回東京都宝くじ

二 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行

及び所在地 千代田区大手町一丁目五番五号

三 発売の数及び総額 百五十万枚 三億円

四 証票金額 一枚二百円

五 証票型式 被封式(被封された特定部分を削り取るにより、一等から六等までの当せんが判明する方法)

六 発売期間 平成二十八年二月十七日から同年三月一日まで

七 当せん金支払開始期日 平成二十八年二月十七日

八 当せん金の額及び当せん数の等級

当せん金 当せん本数

一等 三百万円 六本

二等 十万円 六十本

三等 一万円 六百本

四等 三千円 一万五千本

五等 千円 二万九千七百本

六等 二百円 十五万本

計 十九万五千三百六十六本

九 注意事項

- (一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (二) 証票は、転売できない。

●東京都告示第千四百四十五号

当せん金付証票を次のとおり発売する。

平成二十七年九月二十五日

東京都知事 舛 添 要 一

一 名称 第二千三百十回東京都宝くじ

二 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行

及び所在地 千代田区大手町一丁目五番五号

三 発売の数及び総額 百五十万枚 一億五千万円

四 証票金額 一枚百円

五 証票型式 開封式

六 発売期間 平成二十八年二月二十四日から同年三月八日まで

七 抽せん期日	平成二十八年三月十日
八 当せん金支払開始期日	平成二十八年三月十五日
九 当せん金の額及び当せんの数	当せん金 一等 二千五百万円 一本 二等 二百五十万円 二本 三等 十万円 一本 四等 五千元 十五本 五等 千円 一万五千本 六等 百円 十五万本 計 十六万五千四百六十九本
十 注意事項	(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。 (二) 証票は、転売できない。
一 名称	第二千三百十一回東京都宝くじ
二 受託銀行等の名称及び所在地	株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
三 発売の数及び総額	百五十万枚 三億円

●東京都告示第千四百四十六号

当せん金付証票を次のとおり発売する。

平成二十七年九月二十五日

東京都知事 舛 添 要 一

四 証票金額	一枚二百円
五 証票型式	被封式(被封された特定部分を削り取ることににより、一等から五等まで及びホワイトデー賞の当せんが判明する方法)
六 発売期間	平成二十八年三月二日から同月十五日まで
七 当せん金支払開始期日	平成二十八年三月二日
八 当せん金の額及び当せんの数	当せん金 一等 五十万円 三十本 二等 五万円 六十本 三等 一万円 三百本 四等 五百円 一万七千九十一本 五等 二百円 十五万本 ホワイトデー賞 五千元 一万五千本 計 十八万二千四百八十一本
九 注意事項	(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。 (二) 証票は、転売できない。
一 名称	第二千三百十二回東京都宝くじ
二 受託銀行等の名称及び所在地	株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
三 発売の数及び総額	百五十万枚 一億五千万円
四 証票金額	一枚百円
五 証票型式	開封式
六 発売期間	平成二十八年三月十六日から同月二十九日まで
七 抽せん期日	平成二十八年三月三十一日
八 当せん金支払開始期日	平成二十八年四月五日
九 当せん金の額及び当せんの数	当せん金 一等 千万円 一本 二等 百万円 二本 三等 十万円 十四本 四等 十万円 二十本 五等 五千元 三千本 六等 千円 一万五千本 七等 百円 十五万本 計 十六万八千九十九本
十 注意事項	(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。 (二) 証票は、転売できない。

●東京都告示第千四百四十七号

当せん金付証票を次のとおり発売する。

平成二十七年九月二十五日

東京都知事 舛 添 要 一

●東京都告示第千四百四十八号

当せん金付証券を次のとおり発売する。

平成二十七年九月二十五日

東京都知事 舛 添 要 一

一 名称 第二千三百十三回東京都宝くじ

二 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 千代田区大手町一丁目五番五号

三 発売の数及び総額 百五十万枚 三億円

四 証券金額 一枚二百円

五 証券型式 被封式(被封された特定部分を削り取ることにより、一等から六等までの当せんが判明する方法)

六 発売期間 平成二十八年三月十六日から同月三十一日まで

七 当せん金支払開始 平成二十八年三月十六日

八 当せん金の額及び当せんの数

等 級 当せん金 当せん本数
一等 五百万円 三本
二等 十万円 百二十本
三等 一万円 千二百九十九本
四等 五千円 七千五百本
五等 千円 二万七千二百四十九本
六等 二百円 十五万本

計 十八万六千七百七十一本

九 注意事項

(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者

の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。

(二) 証券は、転売できない。

●東京都告示第千四百四十九号

当せん金付証券を次のとおり発売する。

平成二十七年九月二十五日

東京都知事 舛 添 要 一

一 名称 第二千三百十四回東京都宝くじ

二 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 千代田区大手町一丁目五番五号

三 発売の数及び総額 二百万枚 四億円

四 証券金額 一枚二百円

五 証券型式 開封式

六 発売期間 平成二十八年三月十九日から同月三十一日まで

七 抽せん期日 平成二十八年四月四日

八 当せん金支払開始 平成二十八年四月十一日

九 当せん金の額及び当せんの数
等 級 当せん金 当せん本数
一等 五千万円 一本
一等の前後賞 千万円 二本
一等の組違い賞 十万円 十九本
二等 三百万円 四本
三等 十万円 二百本
四等 千円 二万本
五等 二百円 二十万本
春さらさら賞 一万円 二千本

十 注意事項
(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
(二) 証券は、転売できない。

●東京都告示第千四百五十号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第八十六条の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。
平成二十七年九月二十五日
東京都知事 舛 添 要 一

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番

認定年月日
板橋区向原三丁目千三百七十五番一 平成二十七年九月一日
の一部、同番二十、同番二十一及び
同番二十二の一部

二 認定計画書の縦覧場所

東京都都市整備局市街地建築部建築指導課(東京都庁第二本庁舎三階中央)

●東京都告示第千四百五十一号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしな

ればならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十七年九月二十五日

東京都知事 舛添 要 一

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（大田区矢口一丁目地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

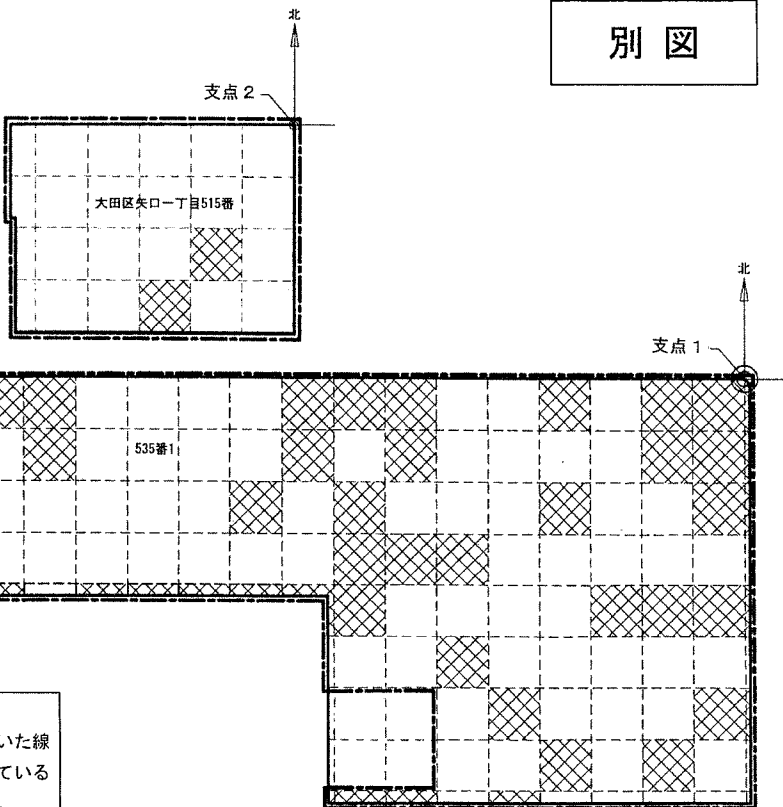
三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図

【支点1】
支点は、東京都大田区矢口一丁目 535 番 1 の最北端とする。

【支点2】
支点は、東京都大田区矢口一丁目 515 番の最北端とする。

- 【凡例】
- : 単位区画
 - : 敷地境界、筆境界
 - - - - : 調査範囲
 - ▨ : 形質変更時要届出区域



【格子の回転速度（0度0分00秒）】

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと並行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千四百五十二号

東京都薬物の濫用防止に関する条例(平成十七年東京都条例第六十七号)第十三条第一項の規定により、知事指定薬物の指定が次のとおり効力を失うので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十七年九月二十五日

東京都知事 舛 添 要 一

一 失効する知事指定薬物の名称

(一) 化学名 一 (ベンゾフランー五ーイル)プロパン

一ニアミン(通称名五ーAPB)及びその

塩類

(二) 化学名 一 (二・三ージヒドロベンゾフランー六

ーイル)プロパン一ニアミン(通称名六ー

APDB)及びその塩類

二 失効の理由

当該知事指定薬物は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令(平成二十七年厚生労働省令第四百十号)の施行により、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号)第二条第十五項に規定する厚生労働大臣の指定薬物に指定されるため

三 失効年月日

平成二十七年九月二十六日

四 罰則の適用

この指定の失効前にした行為に対する罰則の適用につ

いては、なお従前の例による。

●東京都告示第千四百五十三号

貸金業法(昭和五十八年法律第三十二号)第二十四条の六の六第一項第一号の規定に基づき、次に掲げる貸金業者の営業所又は事務所の所在地を確知できないことを告示する。

なお、この告示の日から三十日を経過しても当該貸金業者から申出がないときは、同号の規定により、当該貸金業者の登録を取り消すこととする。

平成二十七年九月二十五日

東京都知事 舛 添 要 一

商号又は名称	株式会社(現)小池商事(株)フクシマ
氏名(法人にあつては代表者氏名)	代表者(現)大西 好代
主たる営業所又は事務所所在地	台東区東上野一丁目十三番三号 梶田ビル二階
登録番号	東京都知事(8)第一二〇二九号
登録年月日	平成二十四年十一月三十日

規程(水)

●東京都水道局管理規程第四十七号

東京都水道局職員表彰規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十七年九月二十五日

東京都水道局長 醍醐 勇 司

東京都水道局職員表彰規程の一部を改正する規程

東京都水道局職員表彰規程(昭和二十八年東京都水道局管理規程第九号)の一部を次のように改正する。

第一条ただし書を削り、同条第二号から第四号までを次のように改め、第五号を削る。

二 都政課題の解決に当たり、他に類例をみない顕著な功績のあつたとき。

三 担当事務に熟達し、多年にわたつて献身的に職務に精励したとき。

四 前各号に掲げるもののほか、特に優れた善行又は功績があつて、表彰することが適当と局長が認めたととき。

附則

この規程は、公布の日から施行する。

告示(消)

●東京消防庁告示第4号

東京消防庁の分室等の名称及び位置(昭和36年6月東京消防庁告示第13号)の一部を次のように改正する。

平成27年9月25日

東京消防庁

消防總監 高橋 淳

第3項中「航空隊」の次に「多摩航空センター」を加え、第12項中「装飾部」を削る。

附則

この告示は、平成28年1月6日から施行する。

公告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請について

請について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に關する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第八条において準用する同規則第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十七年九月二十五日

東京都知事 舩添 要一

一 申請のあつた年月日

平成二十七年七月二十八日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人MY Style アット

三 代表者の氏名

竹内 千寿恵

四 主たる事務所の所在地

東京都小平市小川西町一丁目一番十号

五 定款に記載された目的

この法人は、小平市およびその周辺の一般市民を対象

として、コミュニティビジネスに関する起業や経営の支援、調査研究、情報提供、教育、並びに、地域コミュニティの情報交換の場としての地域情報発信事業を行うことにより、地域課題を解決するとともに、地域の中で自分らしく働くワーク・ライフ・バランスの実現を推進し、もって地域社会の活性化と暮らしやすいまちづくりに寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあつた年月日

平成二十七年七月二十八日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人全国移動サービスネットワーク

三 代表者の氏名

中根 裕

四 主たる事務所の所在地

東京都世田谷区船橋一丁目一番二〇四号

五 定款に記載された目的

この法人は、高齢者・障がい者などの移動困難者及びその移動を支援する団体に対して移動サービスに関する事業を行うことにより、市民の生活権の一部である移動権の確立に寄与し、もって共生の社会を実現することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあつた年月日

平成二十七年七月二十九日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人日本食品機能研究会

三 代表者の氏名

帯津 良一

四 主たる事務所の所在地

東京都新宿区三栄町十二番地

五 定款に記載された目的

この法人は、国際的な交流のもとに、食品の三次機能を科学的に解明し、食品によるヒトの自然治癒力の涵養や免疫力の強化及び新たな健康開発をめざし、その活動の展開と広報普及に努めることにより、人々の健康生活に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十七年七月二十九日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人NPO日本食育インストラクター協会

三 代表者の氏名

染谷 幸彦

四 主たる事務所の所在地

東京都新宿区歌舞伎町一丁目二十四番三号 新居ビル

五 定款に記載された目的

この法人は、全ての人々に対して、食育基本法の理念に基づき食育を通じ生涯にわたって健全な心身を培い豊かな人間性を育むことを図るため、人々が健康で安心な食生活を営む為に広く社会に役立つ「食育インストラクター」を育成する事業を行い、食育の推進に関する活動をもって、健全な食生活の向上による健康増進に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十七年七月二十九日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人つくしくらぶ

三 代表者の氏名

高松 泰代

四 主たる事務所の所在地

東京都三鷹市井の頭五丁目二番五号

五 定款に記載された目的

この法人は、業務で来日生活する外国人及びその家族が遭遇する文化慣習の違いから生ずる諸問題を解決するべく支援活動を行うとともに、国際交流等を通じ新しい視点で新しい知恵や工夫を日本社会に発信することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

ついで

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成二十七年九月二十五日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八

番一号)に到着するよう提出してください。

平成二十七年九月二十五日

東京都知事 舛 添 要 一

一 店舗名 有楽町電気ビル

二 店舗所在地 千代田区有楽町一丁目七番一号

三 設置者名 三菱地所株式会社ほか六名

四 設置者住所 千代田区大手町一丁目六番一号ほか

五 変更を行った設置者名 東京都交通局ほか二名

六 変更前の設置者の代表者名 新田 洋平(東京都交通局)ほか

七 変更後の設置者の代表者名 塩見 清仁(東京都交通局)ほか

八 変更前の小売業者の氏名又は名称 ジョルジオアルマーニジャパン株式会社ほか九名

九 変更後の小売業者の氏名又は名称 ジョルジオアルマーニジャパン株式会社ほか九名

十 変更日 平成二十七年七月十六日ほか

十一 届出日 平成二十七年八月二十四日

十二 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十三 縦覧期間 平成二十七年九月二十五日から平成二十八年一月二十五日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

十四 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

雑報

争議行為の予告について

中野運輸株式会社代表取締役松原軍次から争議行為を行う旨の通知が平成二十七年九月十五日にあったので、労働関係調整法施行令(昭和二十一年勅令第四百七十八号)第十条の四第四項の規定に基づき、その概要を次のとおり公表する。

平成二十七年九月二十五日

東京都知事 外 添 要 一

一 事件

自治労・公共サービス清掃労働組合中野支部の争議行為に対抗する件

二 日時

平成二十七年九月二十六日以降問題解決に至るまでの間

三 場所及び所在地

中野運輸株式会社本社営業所 中野区丸山一丁目二番

四 種類

事業所の閉鎖、就労拒否その他一切の争議行為。(以上原文のまま掲載)

全国自治宝くじ事務協議会告示第百五十三号
当せん金付証券を次のとおり発売する。

平成二十七年九月二十五日

全国自治宝くじ事務協議会

会 長 東京都知事 外 添 要 一

第六百八十六回全国自治宝くじ

株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号

千四百万枚 二十八億円

一枚二百円

被封式(被封された指定部分を削り取るにより、

一等から六等までの当せんが判明する方法)

平成二十七年十月二十八日から同年十一月十日まで

平成二十七年十月二十八日

- 一 名称
- 二 受託銀行等の名称及び所在地
- 三 発売の数及び総額
- 四 証券金額
- 五 証券型式
- 六 発売期間
- 七 当せん金支払開始期日
- 八 当せん金の額及び当せんの数

一等	二千万円	当せん金	当せん本数
二等	百万円		十四本
三等	十万円		九十八本
四等	一万円		千七百八本
五等	千円		三万百五十六本
六等	二百円		十四万本
			百四十万本

計 百五十七万一千九百七十六本

九 注意事項

- (一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第百五十四号
当せん金付証券を次のとおり発売する。
平成二十七年九月二十五日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において
全国自治宝くじ事務協議会
会長 東京都知事 舛添 要一

一	名称	第六百八十七回全国自治宝くじ
二	受託銀行等の名称及び所在地	株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
三	発売の数及び総額	千二百万枚 二十四億円
四	証券金額	一枚二百円
五	証券型式	被封式(被封された指定部分を削り取ることにより、一等から六等までの当せんが判明する方法)
六	発売期間	平成二十七年十一月二十五日から同年十二月八日まで
七	当せん金支払開始期日	平成二十七年十一月二十五日
八	当せん金の額及び当せんの数	当せん金 当せん本数
九	等級	一等 千万円 二十四本 二等 百万円 七十二本 三等 一万円 二千七百六十本 四等 五千円 五万三千五百二十本 五等 千円 二十四万本 六等 二百円 百二十万本
計		百四十九万六千三百七十六本

九 注意事項

(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。

(二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第百五十五号
当せん金付証券を次のとおり発売する。
平成二十七年九月二十五日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において
全国自治宝くじ事務協議会
会長 東京都知事 舛添 要一

一	名称	第六百九十回全国自治宝くじ
二	受託銀行等の名称及び所在地	株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
三	発売の数及び総額	三千万枚 六十億円
四	証券金額	一枚二百円
五	証券型式	被封式(被封された指定部分を削り取ることにより、一等から六等までの当せんが判明する方法)
六	発売期間	平成二十八年一月一日から同月十五日まで
七	当せん金支払開始期日	平成二十八年一月一日
八	当せん金の額及び当せんの数	当せん金 当せん本数
九	等級	一等 五千万円 三十本 二等 百万円 六十本 三等 五万円 五百十本 四等 五千円 七万八千本 五等 五百円 三十万本 六等 二百円 三百万本
計		三百三十七万八千六百本

九 注意事項

(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。

(二) 証券は、転売できない。

発行 東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
電話 〇三(五三二二)一一一一(代)

郵便番号 163-8001

定価 本号 五〇円
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所 勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号 113-0001

